# 農地転用許可申請書 添付必要書類

天童市農業委員会 事務局

# 1 標準処理受付期間

毎月20日 ~ 25日 (最終日が市役所閉庁時は翌日が締切日です。)

# 2 申請書類・添付資料の補正期間

申請した日から**翌月の<u>5日の午前中まで</u>**(5日が市役所閉庁時は翌日です。) (<u>未補正や書類が未提出の場合は、翌月の処理</u>となり許可が遅れます。)

#### 3 現地確認

全ての申請について、**翌月の5日頃に現地調査**を行います。 (違反転用や事前着工などの場合には、原状回復を確認後に処理となります。)

# 4 申請書に添付が必要な書類

#### (1) 共通必要書類

 $(O \rightarrow 必須、 △ → 内容によって必要)$ 

(T) 共通必要責領 (O → 必須、 A → 内谷にようじん							
項目	書類名	添付 個人		添付が必要な場合	備 考		
<ol> <li>土地の権限を示すもの</li> </ol>	土地の登記事項証明書	0	0		全部事項証明書に限る		
② 転用地の位置を示すもの	位置図	0	0		縮尺1/50,000~1/10,000程度のもの		
	字限図(地番を表示する図 面)	0	0		・縮尺1/600程度のもの ・地目別に着色(配色は任意、隣接地も) ・併用地については所有者・面積・地目を記入		
	案内図(申請地周辺の地図)	0	0		縮尺1/1,600~1/1,400程度のもの		
③ 転用地の利用計 画を示すもの	土地利用計画図	0	0		建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離 等を示したもの		
	建物平面図	Δ	Δ	建物の建設を伴う場合	縮尺1/100~1/300程度で、間取、間口、奥行き 等の距離、面積を示したもの		
	用排水計画図	0	0		用排水施設、用排水経路(矢印)、用排水先を明示したもの(土地利用計画図にこれらを明示した場合は添付不要)		
④ 申請者の行為能力を示すもの	法人の登記事項証明書		0	申請者が法人の場合			
	法人の定款又は寄附行為の 写		0	申請者が法人の場合	原本証明付のものに限る		
	議事録		Δ	申請者が農協又は任意組合等の場合			
	議決証明付予算書		$\triangleright$	申請者が市町村の場合			
	住民票又は戸籍附票の写	Δ	Δ	土地登記全部事項証明書の住所と申請書 の住所が異なる場合			
	相続関係を示す書類一式	Δ	Δ	申請地が相続登記未了の場合	相続関係図、戸籍抄本、遺産分割協議書、 相続人全員の同意書等		
⑤ 転用の確実性を 示すもの	資金証明書	0	0	全ての事業	残高証明書、融資証明書、補助金交付決定 書の写し等		
	官地使用承諾書	Δ	Δ	併用地(官地に限る)のある場合	管理者の受理印のある用途廃止申請書、 付替申請書等の写し		
	道路法第24条承認申請書 の写	Δ		道路工事施行承認が必要な場合(国道の み)	承認権者の受理印のあるもの		
	借人・仮登記・抵当権者等の 同意書	Δ	Δ	申請地に所有権以外の使用収益権等が設 定されている場合			
⑥ 農業上の利用調 整に関するもの	土地改良区意見書	Δ	Δ	申請地が土地改良区の地区内にある場合			
	排水同意書	Δ	Δ	第三者の管理施設へ排水を行う場合			
防拍旦どかりも	被害防除計画書	0	0		(別紙様式第4号)による		
<ul><li>⑧ その他参考となるべき書類等</li></ul>	補足説明書	0	0		(別紙様式第5号)による		
	その他	Δ	Δ	知事が必要と認める場合			

( 裏面に続く)

(2) 転用目的別必要書類

(4) 松州日时加必	X 目 次				
項目	書類名	添付 個人		添付が必要な場合	備考
① 宅地分譲 建売分譲	宅地建物取引業登録証の写	0	0		
	事業実績報告	Δ	Δ	建売分譲の場合	
② 資材置場 貸資材置場	事業計画書	0	0		
<ul><li>③ 貸店舗</li><li>貸倉庫</li><li>貸駐車場</li><li>貸資材置場</li></ul>	貸借契約の見込みを示す書 類	0	0		契約書又は覚書等の写
④ 砂利採取に係る 一時転用	砂利採取認可申請書類	0	0		砂利採取認可申請書の写(受付印のあるも の)、埋戻計画書、従前の許可の進捗状況
	市町村長の同意書	Δ	Δ	申請地が農用地区域内にある場合	市農林課
⑤ ④以外の一時転 用	農地復元計画書	0	0		表土等の保存、復元工程、復元に要する費 用の負担等について記載する

※ 全ての証明書は、交付後3か月以内のものに限ります。

# 5 その他

- (1)申請書は、第4条は2部(許可指令書用として1部)、第5条は3部(許可指令書用として2部)提出してください。
- (2)農地転用に関する申請は、事前に相談してください。
- (3)農地転用に関する申請時には、農地法以外の関係法令(都市計画法など)事前に協議を終了しておいてください。
- (4)4haを超える農地転用の処理及び必要とする書類等が異なります。事前に県農業経営支援室、県村山総合支庁 農業振興課又は農業委員会にお問い合わせください。